

指数先物・指数オプション取引の契約締結前交付書面 新旧対照表(2024年11月5日)

(下線部分変更箇所)

新	旧
<p>当社の概要 (略)</p> <p>資本金 54,323,146,301 円(2024年3月31日現在)</p> <p style="text-align: right;">別紙</p> <p>SBI証券の指数先物・指数オプション取引について</p> <p>1. 用語の定義 (略)</p> <p>(13)立会時間 大阪取引所における立会時間 取引は日中立会と夜間立会の2場制となっております。 各商品の取引時間は以下のとおりです。 ・指数先物(日経平均VI先物を除く) 日中立会: 8:45~15:45 夜間立会: 17:00~翌6:00 ・日経平均VI先物 日中立会: 9:00~15:45 夜間立会: 17:00~19:00 ・指数オプション 日中立会: 8:45~15:45 夜間立会: 17:00~翌6:00 (略)</p> <p>(16)ノンキャンセル・ピリオド(NCP) ノンキャンセル・ピリオドとは、板寄せ直前の注文訂正・取消しによる過度の価格変動を防止する観点から、日経225先物、ミニ日経225先物、日経225マイクロ先物(※)、TOPIX先物の寄付き、および引けに係る板寄せの直前1分間に、注文訂正・取消しを原則受付しない時間帯です。対象の時間帯は日中立会におけるオープニング・オークション前の1分間、夜間立会におけるオープニング・オークション、およびクロージング・オークション前の1分間が対象です。</p> <p>ノンキャンセル・ピリオドの対象時間 ・日中立会(オープニング・オークション) ⇒8:44~8:45(1分間) ※日経225マイクロ先物は日中立会対象外 ・夜間立会(オープニング・オークション) ⇒16:59~17:00(1分間) ・夜間立会(クロージング・オークション) ⇒翌5:59~6:00(1分間)</p> <p>6. 追加証拠金の差し入れ (1)維持証拠金は、営業日毎に算出します。その結果、受入証拠金が維持証拠金を下回った場合、維持証拠金と受入証拠金の差額を当社からの請求の有無にかかわらず、発生日の翌営業日16:00※までに現金で委託証拠金に差し入れることとします。 ※相場急変時等には当社独自の判断により、追加証拠金の差し入れ期限を発生日の翌営業日正午に繰り上げる場合があります。</p>	<p>当社の概要 (略)</p> <p>資本金 54,323,146,301 円(2023年9月29日現在)</p> <p style="text-align: right;">別紙</p> <p>SBI証券の指数先物・指数オプション取引について</p> <p>1. 用語の定義 (略)</p> <p>(13)立会時間 大阪取引所における立会時間 取引は日中立会と夜間立会の2場制となっております。 各商品の取引時間は以下のとおりです。 ・指数先物(日経平均VI先物を除く) 日中立会: 8:45~15:15 夜間立会: 16:30~翌6:00 ・日経平均VI先物 日中立会: 9:00~15:15 夜間立会: 16:30~19:00 ・指数オプション 日中立会: 8:45~15:15 夜間立会: 16:30~翌6:00 (略)</p> <p>(16)ノンキャンセル・ピリオド(NCP) ノンキャンセル・ピリオドとは、板寄せ直前の注文訂正・取消しによる過度の価格変動を防止する観点から、日経225先物、ミニ日経225先物、日経225マイクロ先物(※)、TOPIX先物の寄付き、および引けに係る板寄せの直前1分間に、注文訂正・取消しを原則受付しない時間帯です。対象の時間帯は日中立会におけるオープニング・オークション前の1分間、夜間立会におけるオープニング・オークション、およびクロージング・オークション前の1分間が対象です。</p> <p>ノンキャンセル・ピリオドの対象時間 ・日中立会(オープニング・オークション) ⇒8:44~8:45(1分間) ※日経225マイクロ先物は日中立会対象外 ・夜間立会(オープニング・オークション) ⇒16:29~16:30(1分間) ・夜間立会(クロージング・オークション) ⇒翌5:59~6:00(1分間)</p> <p>6. 追加証拠金の差し入れ (1)維持証拠金は、営業日毎に算出します。その結果、受入証拠金が維持証拠金を下回った場合、維持証拠金と受入証拠金の差額を当社からの請求の有無にかかわらず、発生日の翌営業日15:30※までに現金で委託証拠金に差し入れることとします。 ※相場急変時等には当社独自の判断により、追加証拠金の差し入れ期限を発生日の翌営業日正午に繰り上げる場合があります。</p>

(略)

7. 新規・決済注文等における不足金の差し入れ

(1) 新規・決済注文等において不足金が生じた場合、発生日の翌営業日 16:00 までに当該不足金相当額を現金にて委託証拠金に差し入れることとします。

なお、当該不足金相当額の差し入れの確認が出来なかった場合、以後の新規建てを停止することとします。また、当社からの出金等を制限する場合がございます。

(略)

(略)

7. 新規・決済注文等における不足金の差し入れ

(1) 新規・決済注文等において不足金が生じた場合、発生日の翌営業日 15:30 までに当該不足金相当額を現金にて委託証拠金に差し入れることとします。

なお、当該不足金相当額の差し入れの確認が出来なかった場合、以後の新規建てを停止することとします。また、当社からの出金等を制限する場合がございます。

(略)

以上